

**「みやぎキャッシュレス推進ポイント還元事業業務」
企画提案募集要領**

1 趣旨

この要領は、宮城県（以下「発注者」という。）がみやぎキャッシュレス推進ポイント還元事業業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 委託業務名	みやぎキャッシュレス推進ポイント還元事業業務
(2) 委託期間	契約締結日から令和5年2月28日（火）まで
(3) 業務内容等	別紙仕様書のとおり。 ※ 業務の実施に関して、委託候補者の企画提案等の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と委託候補者で協議の上、決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次、発注者と協議して決定する。
(4) 事業費 (委託上限額)	金 1, 100, 000, 000 円 (内訳) ポイント付与原資 1,000,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない。) ポイント付与にかかる事務費 100,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。) ※なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。
(5) 担当	宮城県経済商工観光部富県宮城推進室商工企画班 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 TEL 022-211-2791 Fax 022-211-2719 E-mail fukensuip@pref.miyagi.lg.jp

3 資格要件等

プロポーザルへの参加を申し込む者（以下「参加申込者」という。）は、次の全ての資格要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

- (2) この事業の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない者。
- (3) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者。
- (9) 1事業者等を代表とする複数事業者等の共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者等が(1)から(8)を満たさなければならない。また、発注者は代表者とのみ契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（発注者との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

4 企画提案に関する審査・候補者選定

(1) スケジュール

イ 企画提案募集の公告	令和4年4月5日（火）
ロ 業務に関する質問受付 （電子メールのみ）	令和4年4月5日（火）から 令和4年4月13日（水）正午
ハ 参加表明書の提出期限	令和4年4月21日（木）正午（必着）
ニ 企画提案書の提出期限	令和4年4月28日（木）午後5時（必着）
ホ 委託候補者選定委員会	令和4年5月10日（火）【予定】
へ 選定結果の通知及び公表	令和4年5月中旬【予定】
ト 選定業者との見積合わせ	令和4年5月下旬【予定】

(2) 企画提案募集の公告

本業務の企画提案募集については、令和4年4月5日(火)から出納局契約課及び経済商工観光部富県宮城推進室のホームページ上で公告する。

契約課ホームページ	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/ksi.html
富県宮城推進室ホームページ	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukensui/

(3) 業務に関する質問受付及び回答

イ 質問先	宮城県経済商工観光部富県宮城推進室商工企画班
ロ 質問方法	質問書(様式第1号)を用いて、下記アドレスに電子メールにより提出すること。 提出先: fukensuip@pref.miyagi.lg.jp
ハ 質問受付期間	令和4年4月5日(火)から 令和4年4月13日(水)正午まで
ニ 回答方法	質問に対する回答は、令和4年4月15日(金)までに富県宮城推進室のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合もある。 なお、質問内容によっては回答しない場合もある。

(4) 参加表明

イ 提出書類	企画提案参加表明書(様式第2号)
ロ 提出先	宮城県経済商工観光部富県宮城推進室商工企画班 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
ハ 提出方法	持参又は郵送 ※ 持参の場合の受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時まで(ただし、令和4年4月21日(木)は、午前9時から正午まで)とする。郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」と朱書きの上、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。
ニ 提出期限	令和4年4月21日(木)正午(必着)
ホ 留意事項	参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

(5) 企画提案書の提出等

イ 企画提案書の構成

企画提案書は、次の(イ)から(ホ)までの項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。

(イ) 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

(ロ) 目次

本文の項目及び頁を記載すること。

(ハ) 本文

i 業務（全体）の概要

業務全体の概要について記載すること。

ii 業務の内容

別紙仕様書「4 業務内容」の(1)から(7)までの業務内容ごとに具体的な内容を記載すること。

iii 参加申込者の実績及び執行体制

類似業務の実績（業務の名称、内容、発注者及び実施期間等）及び本業務における執行体制を記載すること。

(ニ) 業務工程表（作業スケジュール）

(ホ) 参考見積書（写し）

i 本業務にかかる経費（人件費、旅費、印刷製本費等）は、すべて計上すること。

ii 仕様書の項目ごとの直接経費及び共通して生じる経費について、数量、単位、単価等を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。

iii 参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は再度見積書の提出を求める。

ロ 企画提案書の仕様等

(イ) 体裁等

サイズはA4版とし、片面印刷とする。印刷の向きは問わないが、長辺をホチキス止めすること。

(ロ) 分量（頁数）

30頁程度にまとめること。

ハ 提出部数等

提出書類	提出部数
(イ) 企画提案参加申込書（様式第3号）	1部
(ロ) 企画提案資格要件に係る宣誓書（様式第4号）	1部
(ハ) 参考見積書（原本）	1部
(ニ) 企画提案書（任意様式） ※ イ及びロを参照。	10部

ニ 提出方法等

(イ) 提出先	宮城県経済商工観光部富県宮城推進室商工企画班 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
(ロ) 提出方法	持参又は郵送 ※ 持参の場合の受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と朱書きの上、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。
(ハ) 提出期限	令和4年4月28日（木）（必着）
(ニ) その他	提出後の企画提案書類の差替え、変更及び取消は認めない。

(6) 企画提案に当たっての留意事項

- イ 企画提案のために要する全ての経費は、参加申込者の負担とする。
- ロ 提出された提案書の著作権は、各参加申込者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する公表及びその他発注者が必要と認める場合には、当該提案書を無償で使用することができるものとする。
- ハ 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限るものとする。

(7) 企画提案書の審査及び選定

- イ 参加申込者の資格要件の確認
提出書類に基づき、(8)に記載する失格要件の該当の有無を確認する。
- ロ 企画提案書の審査方法
発注者が設置する委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加申込者から提出された企画提案書の内容に係るヒアリング（プレゼンテーション（20分以内）及び質疑応答（15分以内））を実施し、後述する審査項目についての評価を行う。各委員が付けた評価点の順位に応じて順位点をつけ、順位点の総計が最も高い応募者1者を委託候補者とし、第2位を次点候補者として選定する。ただし、参加申込者の合計評価点がいずれも満点の6割を超えなかった場合には、優秀な企画がなかったものとみなし、再度企画提案を公募の上、審査を実施する。

また、プレゼンテーションは企画提案書により進めることとし、選定委員が求めた場合を除き、他の資料の使用は認めないものとする。

選定委員会による ヒアリング開催日等	令和4年5月10日（火）【予定】 （※ 開催時間及び会場等は、別途通知する。）
-----------------------	--

ハ 審査項目及び配点

委託業務内容に即した以下の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

	項目	説明	配点
1	目的適合性, 業務理解度・取組意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的に合致し, 仕様案の内容に沿った, 具体的かつ実現性の高い提案となっているか。 ・業務の趣旨を理解し, その実現に資する推進方針や創意工夫等が盛り込まれているか。 	10
2	対象店舗の選定, 決済及びポイント還元	<ul style="list-style-type: none"> ・対象キャッシュレス決済事業者は, 利用できる店舗数や利用者数など多くの事業者, 利用者等の参加が見込まれるか。 ・対象店舗の選定やポイント付与の進捗管理にあたって, 対象キャッシュレス決済事業者と連携した十分な体制がとれているか。 ・事業者の参加促進のため, 効果的な手法が提案されているか。 	30
3	事業の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの事業者が参加し, 利用者の利用促進に繋がるような, わかりやすく効果的な広報手法となっているか。 ・キャッシュレス決済に不慣れな利用者にもわかりやすく利用方法を周知するなど, 配慮した広報手法となっているか。 	20
4	問い合わせ対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や利用者等からの問合せに対して的確かつ迅速に対応できる体制が確保されているか。 ・コールセンターでの対応内容について, 県への報告・連絡体制は十分か。 	10

5	キャッシュレス 決済普及促進	・県内店舗のキャッシュレス化を進めるための対象店舗の開拓方法、事業者向けの説明方法及びサポート体制は適切か。 ・利用者に対する利用方法の説明手法は適切か。	10
6	キャッシュレス 決済動向調査	・効果検証のための決済データの収集方法、分析項目は具体的で適切か。	5
7	事務局の体制、 業務実績、業務 経費	・本業務の実施にあたり必要なノウハウやスキル等を有する担当者が適切に配置され、的確な業務遂行が可能な体制となっているか。 ・本業務を効果的・効率的に行うことができる能力を有しているか。 ・同種の業務にかかる受注実績等を有しているか。 ・業務経費見積額の積算内容は、提案業務内容に対して適切か。	15
合計点			100

ニ 評価点の算出方法

選定委員会では、以下のとおり評価事項ごとにS～Dの評価を行い、各評価に応じた係数を配点に乗ずることにより評価点を算出し、合計の多い順に順位を決定する。

評価	S	A	B	C	D
	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
評価係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

ホ 審査・選定結果の通知及び公表

選定委員会による審査終了後、速やかに各参加申込者に対し選定結果を通知するとともに、全ての参加申込者の名称及び評価点等を公表する。

ただし、公表に当たり、選定委員会により選定された候補者（以下「委託候補者」という。）以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

なお、審査経過に関する質問には回答しない。

(8) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- イ 「3 資格要件等」に違反した場合
- ロ 企画提案書に虚偽の記載をした場合

- ハ 企画提案書提出後，宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限を受けた場合
- ニ 企画提案書提出後，宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に該当すると認められた場合

5 候補者選定後の取扱い（契約等に関する事項）

(1) 契約手続

発注者は，委託候補者と，宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により，予定価格の範囲内で見積合わせを行い，本業務を委託するものとする。

(2) 業務委託仕様書

契約時における仕様は，別紙仕様書の記載事項を基本とするが，委託候補者との協議の上，加除修正することができるものとする。

(3) 委託料の支払条件

業務委託料の支払条件については，発注者と委託候補者との協議により，契約書で定めるものとする。

(4) 契約保証金

委託候補者は，契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし，財務規則第114条各号に該当する場合には，契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

6 その他

- (1) 企画提案を取り下げる場合は，速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も，既に提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は，行政文書となるため，情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合，個人情報や企業情報などの非開示部分を除き，開示することになる。

(様式第1号)

「みやぎキャッシュレス推進ポイント還元事業業務」
の企画提案に係る質問書

令和 年 月 日

質問者	事業者名	
	連絡先	担当者名 TEL FAX E-mail
質問内容		

提出期限：令和4年4月13日（水）正午まで（必着）

提出方法：電子メール（その他の方法による提出は受け付けられません。）

提出先：宮城県経済商工観光部富県宮城推進室商工企画班

電子メール：fukensuip@pref.miyagi.lg.jp

(様式第2号)

「みやぎキャッシュレス推進ポイント還元事業業務」
企画提案参加表明書

令和 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

所在地

参加表明者名

代表者氏名

印

このことについて、企画提案に参加することを表明します。

記

1 事業者名	
2 業種	
3 主な事業内容	
4 担当部署名	
5 担当者連絡先	担当者名： 電話番号： F A X： E-mail：

(様式第3号)

「みやぎキャッシュレス推進ポイント還元事業業務」
企画提案参加申込書

令和 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

所在地

参加申込者名

代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 参加申込者の概要

(1) 事業者名	
(2) 業種	
(3) 主な事業内容	
(4) 担当部署名	
(5) 担当者連絡先	担当者名： 電話番号： F A X： E-mail：

2 添付書類

- (1) 企画提案資格要件に係る宣誓書（様式第4号）
- (2) 企画提案書（任意様式）

(様式第4号)

「みやぎキャッシュレス推進ポイント還元事業業務」
企画提案資格要件に係る宣誓書

令和 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

所在地

参加申込者名

代表者氏名

印

「みやぎキャッシュレス推進ポイント還元事業業務」委託業務の応募にあたり、下記の全ての条件に該当し、応募資格を有していることを宣誓します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 この事業の応募開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要綱（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない者であること。
- 3 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- 6 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- 7 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- 8 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。

(様式第5号)

取 下 願

令和 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

所在地

事業者名

代表者名

印

都合により、令和 年 月 日付けで提出したみやぎキャッシュレス推進ポイント還元事業業務の企画提案に係る企画提案書を取り下げます。